

市民参加実施予定シート

担当課：市民課

予定
 令和6年4月1日時点

(1) 市民参加の手續の実施予定について

事業 タイトル	流山市手数料条例の一部を改正	市が考える 市民等への影響	<メリット> ・改正法に基づき適正な手数料徴収ができる。
正式名称	流山市手数料条例の一部を改正		
概要	戸籍法の一部改正に伴い、本籍地以外での戸籍証明書等の交付、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行並びに届出等情報の内容の証明書の交付及び閲覧に係る事務が創設されたことから、当該事務に係る手数料を追加するもの。	上位計画の有無	有(国)

(2) 市民参加の対象事項について 該当する項目を黒塗り()

市民参加の対象事項に該当するもの (条例第5条第1項及び第4項)		市民参加の手續を実施しないもの (第5条第2項の規定)	
(1) 基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更		(1) 軽易なもの	
(2) 行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃		(2) 緊急に行わなければならないもの	
(3) 公共施設の設置に係る計画の策定又は変更		(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの	
(4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃		実施しない詳しい理由	
(5) 条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更		戸籍証明関係の手数料はすべて、改正後の『地方公共団体の手数料の標準に関する政令』と同一となっており、流山市市民参加条例第5条第2項第3号に該当し、市民参加手續きを実施しないものとする。	
第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合			

(3) 市民参加の方法について

市民参加の方法(条例第6条第1項)					
実施方法	実施予定時期	参加が期待される市民等	関連するHPの広報ID	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由
複数実施					

(4) 市民参加のスケジュール(予定)

令和 年度		令和 年度												令和 年度	
4~9月	10月~3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4~9月	10月~3月

(5) 当初予定からの変更履歴 変更があった場合のみ記入

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由